

の状況を踏まえ、特に未成年の養子となった子どもが出自を知りたいと希望する場合、生みの親の情報を提供することが子どもの最善の利益となるか、生みの親の情報を提供するのに適当なタイミングなのか等について、適切に判断することが必要である。

(2) 生みの親への支援等

養子縁組が成立し、養親が子どもの親権者となった場合には、生みの親に対する養子縁組に関する相談支援は終結となると考えられる。しかし、養子縁組成立後に生みの親が子どもを手放したことを悔やんだり、子どもとの面会交流を希望する場合にどのような対応が必要か、生みの親とともに、養親子の状況を考慮した支援の検討が必要である。

生みの親が子どもとの面会交流を求めてきた場合の対応のあり方、場合によっては養親との連絡や仲介のあり方について、予め一定のルールを提示する必要がある。

子どもにとっても、生みの親が養子縁組後にどのような状況にあるかは重要な意味を持つ。そのことを踏まえ、生みの親の心理的サポート、経済的支援、就労支援、生活支援等必要な資源や情報の提供、生みの親の自助グループがある地域にはその紹介などを行う。

(3) 養親家庭支援

養子縁組後の養親の養育において、養親が子育ての悩みを訴えることでその適格性が疑われることを懸念して閉鎖的な養育になることや、身近に同じ境遇で子育てをしている者が少ないこと、養子縁組であることを子どもに打ち明けることができないなど、養親特有の悩みを抱え込むことがある。これらを踏まえ、養親が必要なときに安心して相談できる支援体制が必要である。養子縁組機関は、自らアフターケアとして支援を行うと同時に、これと並行して、養親の悩みや生じている課題及び希望する対応等を丁寧に聴取し、当事者会、里親支援機関、児童家庭支援センターや地域の子育て支援等の行政機関など、適切な支援機関と協働することや支援を引き継ぐことを十分に行うことが必要である。

広域に対応した民間機関の場合には、遠隔地の養親に対する定期的・継続的な支援の継続が難しい場合も考えられるため、養子縁組成立以前から、民間機関同様に、養親が悩みを相談できるような支援機関と養親の関係づくりを行い、支援の引き継ぎを行うことも必要である。

8 連携

(1) 公民機関の有する機能に応じた連携

「Ⅱガイドラインの理念」の「2業務実施方針」及び「Ⅲ体制」の「4他機関との連携体制」においても触れたが、生みの親の妊娠相談から養子縁組後の子どもが出自を知るための支援に及ぶ養子縁組相談支援を一機関で総合的に実施することは現実には困難であり、子どもの最善の利益の観点から、連携を前提とすることが必要である。

特に、特別養子縁組等の要保護児童を対象とする養子縁組を行うに当

たっては公民機関の有する機能を十分に発揮して連携することが必要である。

一方で、連携はお互いの理解と信頼に基づき、丁寧な調整や共通理解を積み上げながら行われるものである。ここでは、連携例を示すに留める。

(2) 公民連携内容例

- ① 都道府県が養親希望者及び職員への研修を提供し、養親希望者に里親登録を求める。一時保護機能の提供、民間機関へのマッチングや調査の委託などが考えられる。
- ② 民間機関が養親登録者情報を児童相談所に提供し、児童相談所にマッチングを依頼することなどが考えられる。

(3) 民間機関間の連携例

- ① 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））や妊娠相談機関との連携、全国妊娠SOSネットワーク連絡会議（妊娠相談機関）、産婦人科医等との連携
- ② 里親支援機関の縁組後支援の連携、乳児院と委託前の養育支援の連携

(4) 妊産婦の場合、関与した医療機関との連携

委託手続きへの協力依頼、養親候補者の教育入院への協力依頼などを行う。

9 個人情報の管理・保存とその開示

(1) 各機関において永年保存

子どもの出自を知るための情報については、永年保存が望ましいが、民間機関など事業の実施の永続性の課題とともに、どのような方法で永年管理・保存するか、その開示にはどのような配慮が必要かを整理する必要がある。

- (2) 少なくとも、未成年の子どもが養子縁組機関に対して、出自に関する情報を求めてきた場合は、養親と相談の上、年齢や発達段階に応じた相談を行うなどの対応をする。

- (3) 民間機関の廃止時の記録の引き継ぎ、保存については、当面中央児童相談所で管理、将来的には権限ある中央当局で管理する。

V 財政的側面

1 民間機関における公的助成の前提

ここに掲げた業務を適切に実施するために民間機関に対する経済的支弁が必要である（「2. 民間機関における養子縁組調査研究」、「3. 平成27年度産婦人科病院が行う養子縁組支援に関する研究の報告」、「4. 養子縁組あっせん事業者の安定した運営基盤のあり方について」参照）。

一方、公的助成を行う場合には、民間機関が備えるべき体制等も整えなければならない。

- (1) 財政面での適正な運営
- (2) 養子縁組にかかる費用とその透明性

2 民間養子縁組機関への財政的補助等

- (1) 事業費・人件費の支給（適正な職種・職員数を配置すること）
- (2) 既存の制度または施設の利用・連携の可能性
 - ・ 養親候補者家庭に委託されるまでの子どもの一時的保護（児童相談所と連携した里親等を活用した一時保護委託の活用、市町村と連携した子育て短期支援事業の活用など）

3 民間機関の経費授受

必要な経費を当人から徴収する場合には、明細を示すなど透明性を担保する。

社会福祉事業としての公益性に鑑み、基金を設立するなど、広く社会から支援を受けられる体制を整えることも望まれる。

VI 運用上の課題

1 養親候補者への委託後における速やかな縁組手続きの実行

昨年度の児童相談所における調査結果では、0歳児に縁組を前提に委託された子どもの縁組成立が6歳以降になっているケースが8ケース存在した。その要因として様々な要因が予測されるが、そうした要因への対応を検討し、できる限り早期の縁組成立に努めなければならない。

- 2 ハーグ条約は国際養子縁組のみならず、国内養子縁組の実務体系にも大きな影響を与えることに鑑み、批准することが望まれるが、批准までの間における最低限の対応策として、養親登録者情報について、その養親登録者の居住する都道府県中央児童相談所での公民機関情報の一括把握や民間機関における第三者による審査システム等について提案している。今後国及び都道府県の管理当局の設置について検討するとともに、ハーグ条約批准に向けた体制作りに取り組む必要がある。

1 児童相談所における養子縁組調査研究

研究分担者 林 浩康（日本女子大学）

研究協力者 川松亮（子どもの虹情報研修センター）、櫻井奈津子（和泉短期大学）、横堀昌子（青山学院女子短期大学）、山口敬子（立教大学）、高橋一弘（大正大学）、久保樹里（大阪市子ども相談センター）、山本真知子（田園調布学園大学）、栗原明子（元埼玉県熊谷児童相談所）、三輪清子（立正大学）、山口紀子（東洋英和女学院大学大学院）

研究要旨：児童相談所における養子縁組の取り組みに関する実態調査（全体票）および平成26年度に児童相談所で行われた新生児委託に関する調査（個人票）を行った。

前者の調査においては、新生児・乳児の養子縁組委託、国際養子縁組、障がい児の里親委託の現状を明らかにした。後者の調査では、産院から養子縁組候補者に里親委託された67事例に関して、生みの親の同意時期、養親候補者や生みの親との約束事、子どもの命名者等について調査を行った。

また初年度の実態調査を踏まえ、量的調査では把握が困難な実践手続きのあり方について、児童相談所組織としての考え方を明らかにすることを目的に、養子縁組里親委託数や養子縁組成立件数が相対的に多い児童相談所から地域的分散を考慮し、13箇所の児童相談所を対象として選り職員にインタビューを行った。

I 児童相談所への質問紙票に基づいた調査結果

1. 目的

本調査研究の目的は、児童相談所における養子縁組や養子縁組里親に関する取り組み状況について明らかにするとともに、その結果を踏まえ政策提言を行うことである。また児童相談所における養子縁組の実態把握や基礎資料に基づき、子どものウェルビーイングを第一に考慮した養子縁組手続きや相談支援、および養子縁組後の相談支援等に関するガイドラインの作成に資する資料を提示することである。

こうした目的に基づき、本調査は昨年度調査結果を踏まえ、さらに児童相談所における養子縁組の実態把握を目的に質問紙票により調査を行った。

2. 研究方法

（全体票）

全国全ての児童相談所に対し（2015年度開設児童相談所は除く）、質問紙を送付し、記入後返送してもらった。調査実施期間は2015年9月20日から10月13日。全国207カ所の児童相談所の内195カ所から回答を得、回収率、有効回答率はともに94.2%であった。

(個人票)

全体票とともに、平成 26 年度に養子縁組里親委託した事例（養子縁組を前提とした養育里親委託を含む）で、出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例について個別調査票によって各児童相談所に対し調査を行った。39 児童相談所(19.0%)から 67 の個人票が回収された。

3.調査結果（全体票）

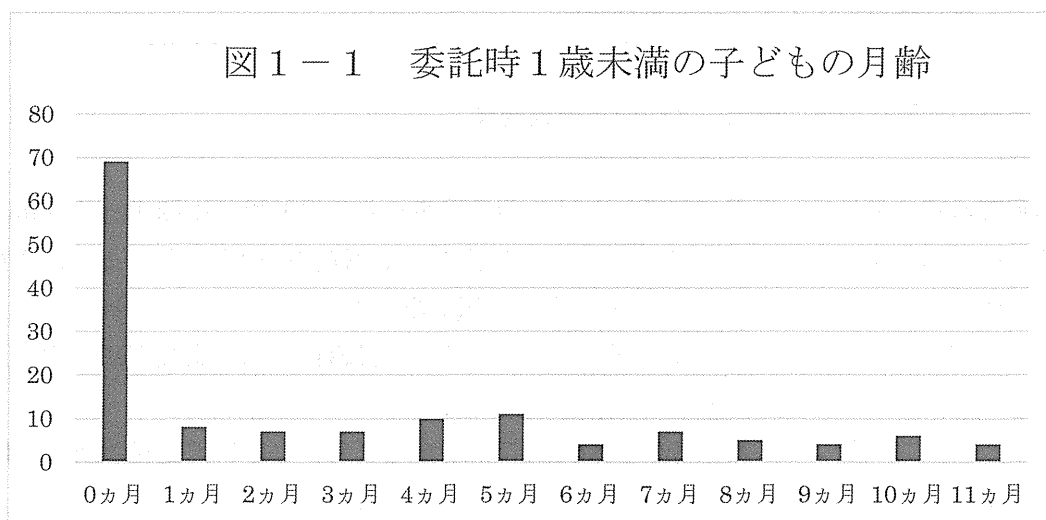
(1) 養子縁組里親委託および新生児・乳児の委託状況

平成 26 年度に各児童相談所において養子縁組里親委託された件数（養子縁組を前提とした養育里親委託を含む）は 282 件、1 児童相談所における最大値 12 件、平均 1.5 件である。0 件の児童相談所は 86 児童相談所(44.1%)であった。

282 件のうち 0 歳で委託された件数は 142 件であり、約半数を占める。0 歳で委託された場合の月齢は、0 か月が最も多い 69 件（39 児童相談所、全児童相談所の約 2 割）であり、0 歳の委託の約半数を占めた。

表 1-1 委託時の年齢が 1 歳未満児について月齢件数

月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	全体
件数	69	8	7	7	10	11	4	7	5	4	6	4	142



(2) 新生児委託

産院から養親候補者に直接里親委託されたケースのあった児童相談所は 37 児童相談所(19.0%)で、68 件あった。

産院から直接養子縁組里親（または養子縁組を前提とした里親）に委託することに関する考え方について複数回答で尋ねた。「アタッチメント形成を考慮して、出産後速やかに里親に委託する方がよい」が最も多く 91 児童相談所(46.7%)、次いで「子ども

の健康状態等を観察するため一定の期間をおいて委託する方がよい」71 児童相談所(36.4%)、「実親の同意を慎重に確認するため一定の期間をおいて委託する方がよい」53 児童相談所(27.2%)、里親の負担を考慮して一定の成長を経てから委託する方がよい」8 児童相談所(4.1%)であった。

(3) 国際養子縁組

平成 26 年度の国際養子縁組実施件数は、日本国内に在住する外国籍の登録里親への委託を除き、全 195 児童相談所（無回答 2 件）において 0 件であった。

(4) 障がい児の養子縁組里親委託

① 障がい児養子縁組里親委託の有無

平成 26 年度における障がい児の養子縁組里親委託については、全 195 の児童相談所（無回答 3 件含む）のうち、4 児童相談所において実施されていた。委託件数は、すべて 1 件であった。

② 障がいの種類と程度（自由回答）

養子縁組里親委託が行われた 4 事例について、障がいの種類と程度を以下に示す。

表 1-2

障がいの種類	障がいの程度
ヌーナン症候群(疑い)、知的障がい	中度
クルーゾン病	不明(将来、障がいが予想される)
知的障がい	軽度
ダウン症候群	中度

③ 障がい児を養子縁組里親委託するメリット（自由回答）

回答数は 5（平成 26 年度に障がい児を養子縁組里親委託していない児童相談所の回答も含まれる）。「安定した一対一の親子関係が持続できる」、「発達に応じたきめ細かなサポートが期待できる」といった回答の他、「地域社会に参加できる」とした回答も複数あった。障がい者の自立や社会参加が進む昨今の情勢を受けて、障がいのある要保護児童においても、施設ではなく家庭で育つメリットを重視していることがうかがえる。以下にすべての回答を原文のまま紹介する。

- ・子どもの将来にわたってサポートできる親の存在が得られること、親子という密接な関わりの中で情緒面の発達が期待でき、また里親家庭と地域とのつながりから社会性が身につくことも期待できる。
- ・安定した養親との暮らし、将来的な自立に向けての永続的な関係が望める。
- ・1対1に近い環境で、子どもの成長を見守ることができること。
- ・里親側の障がいへの知識や理解が前提だが、早期療育愛着形成、地域社会の一員として生活することでの社会参加の機会増などが考えられる。
- ・児童の発達に応じた、きめ細やかな養育環境が保障される。

④ 障がい児の養子縁組里親委託する上で配慮したことおよび活用した社会資源や実施した支援内容（自由回答）

障がい児を養子縁組里親委託する上で配慮したことについては、回答数は3。それぞれの障がい特性に合わせたきめ細かい配慮が行われている様子がうかがえる。以下にすべての回答を原文のまま紹介する。

- ・子どもの健康面、発達面について十分な経過観察を行い委託可能な時期を見極めた上で、かつ十分なマッチング期間をとり、子どもの関わり方について里親もスキルを身につけてもらった。また委託後のフォローも丁寧に行っている。
- ・里親の意志の確認を慎重に行なった。将来必要になるであろう制度等について紹介。
- ・転校先の学校と連携をとり、子どもがスムーズに学校生活を送れるよう配慮した。

障がい児を養子縁組里親委託する上で活用した社会資源や実施した支援内容については、回答数は4。それぞれの障がい特性に合わせて、必要あるいは将来必要となる社会資源を紹介したり、地域の療育施設へつなぐなどの支援が行われている。以下にすべての回答を原文のまま紹介する。

- ・居住地の保健師との調整、小児慢性特定疾患の申請手続き、通園先の幼稚園との密な連携と、地域の療育施設へのつなぎなど。
- ・小児慢性特定疾患や保健センター等今後必要になるであろう制度施設等を紹介した。
- ・他の委託ケースよりも細やかなフォローを心がけ、委託後の家庭訪問の回数を多くした。
- ・里親の養育状況と里親子の適合性について、時間をかけて経過を確認した。

⑤ 委託後障がい判明した事例

平成26年度に養子縁組委託後子どもの障がいや先天性の疾患等が判明したケースは4児童相談所で4件あった。その後の委託については、全て「措置継続」がなされ、それらを理由に措置解除された事例は皆無であった。

【考察】

平成26年度に各児童相談所において新規に養子縁組里親委託された件数（普通・特別養子縁組を前提とした養育里親委託を含む）は282件、0件の児童相談所は86児童相談所（44.1%）であった。なお平成25年度調査では特別養子縁組を前提とした新規に里親委託された件数は276件であり、0件の児童相談所は78児童相談所（39.6%）であった。

282件のうち0歳で委託された件数は142件であり、約半数を占める。0歳で委託された場合の月齢は、0か月が最も多く69件（48.6%）（39児童相談所、全児童相談所の2割）であり、0歳の委託の約半数を占めた。出産後1カ月を経過した後、縁組が極端に減少する傾向にあることが理解できる。こうした背景を詳細に把握する必要があるが、乳児院委託後

生みの親の意向もあり、縁組に積極的に取り組めない状況が予測できる。しかしながらこうした子どもの中には、児童養護施設へ措置変更され、家庭養護推進の方針に基づき、取組を強化してもなお、施設で永続的に暮らさざるを得ないこともある。子どものパーマネンシー保障の観点から、一定の期間（諸外国の状況に鑑み、どんなに長くとも2年）を経過した子どもたちに家庭養護を保障するために、生みの親の同意を得る努力あるいは生みの親による遺棄同然の状況にある子どもへの縁組提供を積極的に検討する必要がある。

このように法的安定に基づいたパーマネンシー保障を乳児に限らず、あらゆる年代の子どもに保障するという意識は日本では希薄である。また、これまで特別養子縁組の年齢制限の問題点について指摘されてきた。低年齢の子ども養子縁組を促進するだけでなく、高年齢の子どもたちの養子縁組について検討が必要である。

一方、里親委託が長期化している子どもに対しては、こうした長期里親委託が養子縁組の代替的役割を担っているともいえる。社会的養護における養子縁組の位置づけや、法的安定の保障のあり方について検討する必要がある。これまで法的安定と子どもの所属感との相関関係については、国内外を問わず指摘されてきた。それは子どもの年齢を問わずいえることである。子どもが法的に安定した家庭で継続的に暮らす権利保障は子どものいかなる年齢においても重要であるといえる。

調査結果においては、国際養子縁組ケースは皆無であった。原則として、当該国において養子縁組先がみつからない場合に限って、国際養子縁組を行うべきである。一方、先に指摘したように、施設養護が長期化し、生みの親との交流も途絶えている子どもたちへの家庭養護あるいは縁組の提供についてもより積極的に検討する必要がある。

産院から直接里親宅に引き取られたケース、いわゆる新生児委託を行った児童相談所は37 児童相談所(19.0%)で 68 件あった。なお前年度調査では、新生児の養子縁組を「実施している」と回答した児童相談所は 44 児童相談所(22.3%)であった。産院から直接養親候補者である里親に委託するか、別の里親宅に一時保護委託し、生みの親の意思決定の揺らぎの過程に寄り添う期間が必要という双方の考え方が存在する。産院から直接養親候補者である里親に委託するために、出産前から養親候補者が決定している場合もある。養親候補者の存在は生みの親の意思決定に大きく影響を与えるが、そうした過程が出産前から養子縁組に誘導しており、公平性の観点から問題があるという見方も存在する。産院から養親候補者に委託することに関するメリットについてアタッチメントの観点から語られてきたが、今年度行った発達心理学者へのグループインタビュー結果から、出産後4～6ヶ月の間の主たる養育者の変化はその後の子どもの成長・発達に影響を与えないという見解が明らかにされている。また一方で、できるだけ早期に養親候補者に養育を託すことで、養親のその後の子どもへの思いが強化される等の指摘も存在する。しかしながら一時保護委託として別の里親宅に委託し、生みの親の心の揺れに付き合う、あるいは養親候補者に委託する際、養育方法などを伝えその後の養育を支援する資源として活用しているところもある。妊娠の経緯、生みの親の子どもに対する思い、生みの親への支援体制等を十分に考慮

し、個別に検討する余地があるが、一定の方向性を提示することは必要ではないだろうか。

障がい児の里親委託や養子縁組は、障がいや危惧されない子ども同様に、考慮されるべきである。障がいの有無にかかわらず、ノーマライゼーション思想や子どもが家庭において育つ権利を保障するという理念の徹底と、そのための支援体制が必要である。回答にみられるように、障がい児だからこそ家庭養護が必要であり、市町村サービスともつながりやすいという面も存在する。現在、手厚い医療的ケアを要する子どもは、母体が病院である乳児院などに措置される傾向にある。また事前に障がいや判明している場合、里親委託を模索するという意識が希薄化傾向にある。里親委託率の高い諸外国のように、障がい児に対する積極的な家庭養護提供策のあり方について検討する必要がある。

4. 調査結果（個人票）（出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例）

（1）初回相談の時期（自由回答）

出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例は全体票に基づく調査では68件あった。そのうち回答のあった67件について、養子縁組の初回相談の時期は全ての回答において、中絶可能な22週間未満(21週6日まで)を過ぎてからとなっている。このうち、医療機関から通告があったのは5件のみとなっている（とはいえ、通告の経路を尋ねたものではないので、医療機関から通告があっても特に記載していない可能性はある）。出産当日が初回の相談だったのは、67件中8件で、約1割が出産当日に初回の相談を行っていることになる。加えて、出産当日を含めず、出産前後1週間に初回の相談があったのは10件であった。これに出産当日を加えると18件(すなわち約27%)が出産当日を含めた出産前後1週間に初回の相談を行っていることになる。その他の約7割は、妊娠24週目以降に初回相談を行っている。

（2）実親の同意確認の時期（自由回答）

実親の同意については、67件の全ての回答において、同意確認を行っていることが明らかになった。同意確認の時期は、出生前のみ、出生前後、出生後のみ、などさまざまである。より詳細に見てみると、出生後に同意を確認している回答（出生前にも同意確認を行っているものも含む）は51件であり、76%が出生後にも同意確認をしている。そのうち、相談自体が出生後だったものは16件だった。また、出生前と出生後それぞれで1回以上の同意確認を行っている回答は29件あり4割を超した(43%)。出生前のみ同意確認は16件だった。

回数で見ると、同意確認は出生前の1回のみは9件であり、2回以上確認をとっているのは46件(68%)あった。3回以上同意を得ていた回答は22件であった。また、非常に少数であったが、中には5回、あるいは7回の同意確認をとっているものもあり、実母のみならず実父や祖父母からも同意を得ていた回答もあった。

（3）養子縁組を希望した理由、状況（自由回答）

実親が養子縁組を希望した理由や状況を自由記述してもらったところ、67件全てに回

答があった。内容を分析すると、未婚・婚外子であることを理由にあげているもの 35 件、経済的困窮を理由とするもの 23 件、若年・未成年を理由とするものが 22 件であった。その他、家族の反対など家族状況を理由とするものが 6 件（うち 2 件が近親間の妊娠）、性被害による妊娠を理由とするものが 3 件、実母の精神疾患を理由とするものが 2 件、計画外の妊娠を理由とするものが 2 件、養子縁組の方がメリットが大きいという判断によるものが 1 件であった。

(4) 養親に対する説明内容および約束事（複数回答）

養親に対する説明の内容および養親に求めた約束事については、回答のあった 67 件のうち、「実親が同意を撤回した場合には子どもを手放すことがあること」が 54 件(80.6%)で最も多かった。続いて、「子どもに障がい等が見つかって手放さずに養育すること」、「子どもには出自を知る権利があること」および「子どもに対し真実告知をすること」については、それぞれ 51 件(76.1%)であった。以下、「実親の状況にかかわらず養子縁組の意思に変わりがないこと」が 44 件(65.7%)、「子どもの性別を選ばないこと」が 35 件(52.2%)の順であった。

それ以外では、6 か月経過後速やかに養子縁組の申立を行うことが 2 件、実親には連絡をとらないことが 1 件、実親の情報開示 2 件およびその情報は里親だけにとどめること（母子手帳の取扱い）が 1 件、児童相談所等関係機関の指導を受けることが 3 件、名付けについての確認が 3 件であった。

また、誓約までは行っていないものの説明は行っている旨の回答が 10 件記載されていた。選択肢では回答されなかったが実際には説明が行われている件数としては、「子どもに障がい等が見つかって手放さずに養育すること」および「実親が同意を撤回した場合には子どもを手放すことがあること」がそれぞれ 8 件、「子どもに対し真実告知をすること」が 6 件、「実親の状況にかかわらず養子縁組の意思に変わりがないこと」および「子どもの性別を選ばないこと」がそれぞれ 2 件、「子どもには出自を知る権利があること」が 1 件であった。

(5) 生みの親に求めた約束事（複数回答）

無回答を除く 62 件のうち、一番多かったものは、実子と面会や通信ができないこと 43 件(69.4%)、続いて自己の都合で実子に会わないこと 34 件(54.8%)、養親と連絡を取らないこと 33 件(53.2%)の順であった。

その他の回答があった 28 のうち多かったものは、特別養子縁組が成立するまでは生みの親としての責任があるのでそれを果たしてほしいという主旨のもので、11 件であった。

具体的には、児童相談所と適時連絡を取る、保護者負担金の納入、健康保険の手続き、家裁の調査に応じるなどであった。

それ以外では、生みの親の写真、実子への手紙の提供が 4 カ所、実子が大きくなって生みの親に面会を求めたときの協力依頼 3 カ所であった。誓約はとっていないが、これら 3 点について説明はしているというところも 3 カ所あった。

(6) 出産前における実親・養親の面会状況

回答のあった67件のうち、面会をしたのは1件(1.5%)のみで、66件(98.5%)は面会をしていなかった。

(7) 出産後における生みの親・子どもの面会状況・命名

回答のあった67件のうち、「面会をした」は23件(34.3%)であった。命名に関しては、「生みの親」が23件(34.3%)、「養親」が44件(65.7%)であった。

【考察】

養子縁組の同意に関して、出生前のみが67件中、16件(23.9%)であった。全体票調査結果の考察において述べたように、出産前に同意を得るという実践のあり方については、慎重を要する。出生後を含めそのあり方について検討する必要がある。

命名に関しては、「生みの親」が23件(34.3%)、「養親」が44件(65.7%)であった。命名については養親、生みの親どちらの希望を優先するかは、各児童相談所により異なる。一方、命名を誰がしたかということが重要ではなく、真実告知の過程で名前の由来や生みの親の存在をどう伝えるかが重要であるという指摘もある。生みの親による命名を勧めている児童相談所へのインタビュー調査(後に掲載)において、改名を希望する養親に対し、改名しないよう伝えているが、それでも改名を固持する養親の存在について指摘されている。養親は、生みの親の存在を忘れずに子どもを養育することが求められる。そうした観点からは、生みの親が命名することが望ましいと考えられるが、意見が分かれるところである。

生みの親への約束事として、実子と面会や通信ができないこと43件(69.4%)、続いて自己の都合で実子に会わないこと34件(54.8%)、養親と連絡を取らないこと33件(53.2%)があげられていた。また生みの親の写真、実子への手紙の提供が4カ所、実子が大きくなって生みの親に面会を求めたときの協力依頼が3カ所であった。誓約はとっていないが、これら3点について説明はしているというところも3カ所あった。このように交流を制限する児童相談所が多い一方で、真実告知等の過程においてその材料となる写真や子どもへの手紙等の提供を求めるといったことがなされている児童相談所は相対的に少数であることが理解できる。後にある児童相談所へのインタビュー調査結果にも、生みの親に関する情報を整理した用紙を独自に作成し、養親候補者に手渡しているという児童相談所もあった。生みの親に関する情報収集に努め、養育の引き継ぎの際、次の養育者にそれらを伝えていく、あるいは手渡していくことの認識が重要であるといえる。

児童相談所名

●ご回答者について

①職名

②児童相談所での通算勤務年数

年

I. 新生児・乳児の養子縁組里親委託について

貴児童相談所での新生児・乳児に関する養子縁組里親委託についてお聞きします。

Q1. 平成26年度に養子縁組里親委託した件数を教えてください。(養子縁組を前提とした養育里親委託を含む)
[数値回答]

件

Q2. そのうち、委託時の年齢が1歳未満児について月齢ごとに件数を教えてください。[各数値回答]

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
月齢	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

Q3. 回答されたケースの中で、出生した産院から直接里親宅に引き取られたケースがありますか。[1つだけ○]

1. ある 件

それぞれの事例について「個人票」にご回答ください

2. ない

Q4. 産院から直接養子縁組里親(または養子縁組を前提とした養育里親)に委託することに関してどうお考えですか。[複数回答可]

1. 子どものアタッチメント形成を考慮して、出産後速やかに里親に委託する方がよい
2. 実親の同意を慎重に確認するために出産直後ではなく、一定の期間を経過してから里親委託する方がよい
3. 子どもの健康状態や発達状況を観察するため、出産直後ではなく、一定の期間を経過してから里親委託する方がよい
4. 里親の負担を考慮して出産直後ではなく、一定の成長を経てから里親委託する方がよい

5. その他

具体的に

II. 国際養子縁組について

Q5. 貴児童相談所で、平成26年度に国際養子縁組を実施したケースがありますか。(日本国内に在住する外国籍の登録里親への委託は除く)[1つだけ○]

1. ある 件

2. ない → Q10へ進む

Q6. 国際養子縁組を選択した理由は何ですか。[複数回答可]

1. 国内に適切な養親候補者がいなかった
2. 子どもに障がいがある
3. 子どもが外国籍、または外国人と日本人との間の子どもである
4. 保護者が国際養子縁組を希望した

5. その他

具体的に

Q7. 国際養子縁組を行う前に国内で養子縁組先を探しましたか。[1つだけ○]

1. 探した

2. 探さなかった

その理由

裏面に続く

Q8. 国際養子縁組は児童相談所自身が実施しましたが、民間団体に委託しましたか。〔1つだけ○〕

1. 児童相談所自身が実施した

2. 民間団体に委託した

具体的な団体名を記入(可能な限り)

Q9. 国際養子縁組にあたって問題点や課題はありましたか。〔1つだけ○〕

1. あった

問題点や課題を具体的に記入

2. なかった

Ⅲ. 養子縁組里親委託した事例（養子縁組を前提とした養育里親委託を含む、以下同様）

Q10. 貴児童相談所では、平成26年度に障がい児を養子縁組里親委託した事例がありますか。〔1つだけ○〕

1. ある 件

2. ない → **Q15へ進む**

Q11. 障がいの種類と程度についてお答えください。〔自由記入〕

	障がいの種類（症状）	障がいの程度
①	(例)ダウン症など	1. 軽度 2. 中度 3. 重度
②		1. 軽度 2. 中度 3. 重度
③		1. 軽度 2. 中度 3. 重度

Q12. 障がい児を養子縁組里親委託するメリットはどういうことだと思いますか。〔自由記入〕

Q13. 障がい児を養子縁組里親委託する上で、配慮したことがありましたらお書きください。〔自由記入〕

Q14. 障がい児を養子縁組里親委託する上で、活用した社会資源や特に実施した支援内容がありましたらお書きください。〔自由記入〕

Q15. 貴児童相談所が平成26年度に養子縁組里親委託を行った事例で、委託期間中に子どもの障がいや先天性の疾患等が判明した事例はありますか。〔1つだけ○〕

1. ある 件

2. ない → **質問は終了です**

Q16. その子どもについての里親委託はどうされましたか。〔各数値記入〕

①	②	③	具体的に
措置継続	措置解除	その他	
件	件	件	<input type="text"/>

以上でアンケートは終了です。ご協力に心から感謝します。

児童相談所における養子縁組に関する実態調査Ⅱ

個人票

児童相談所名

平成26年度に養子縁組里親委託した事例（養子縁組を前提とした養育里親委託を含む）で、出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例について、個々の事例毎に下記の質問にお答えください。

なお、複数事例がある場合、個人票（この用紙）をコピーしてご回答ください。

Q1. 初回相談の時期をお答えください。〔自由記入〕

（例）妊娠〇週目、出生後〇日目など

Q2. 実親の同意を確認した時期を、再確認を含めてすべてをお答えください。〔自由記入〕

（例）妊娠〇週目、出生後〇日目、出生後〇週目など

Q3. 実親が養子縁組を希望した理由や状況について、簡潔にお答えください。〔自由記入〕

Q4. 養親に対する説明の内容や養親に求めた約束事は、どのようなことですか。〔複数回答可〕

1. 子どもの性別を選ばないことを誓約してもらった
2. 将来子どもに障がいや慢性疾患が見つかるかもしれないことを説明し、その場合も子どもを手放さずに養育することを誓約してもらった
3. 子どもの保護者に精神疾患があるかどうかや妊娠の経過のいかにかわりなく、養子縁組する意思にかわりないことを確認した
4. 子どもの実親が養子縁組の同意を撤回する可能性があることを説明し、その場合は子どもを手放すことを誓約してもらった
5. 子どもには出自を知る権利があることを説明した
6. 子どもに対して適当な時期に真実告知をすることを誓約してもらった

7. その他

具体的に

Q5. 実親に求めた約束事は、どのようなことですか。〔複数回答可〕

1. 実子と面会や通信ができないことを誓約してもらった
2. 自己の都合で実子に会わないことを誓約してもらった
3. 養親と連絡を取らないことを誓約してもらった

4. その他

具体的に

Q6. 出産前に、実親と養親との面会を実施しましたか。〔1つだけ〇〕

1. した
2. していない

Q7. 出産後に、実親と子どもが面会しましたか。〔1つだけ〇〕

1. した
2. していない

Q8. 子どもの名前は、どなたが命名しましたか。〔1つだけ〇〕

1. 実親
2. 養親
3. その他

以上でアンケートは終了です。ご協力に心から感謝します。

人口減

家族の形 ④

障害のある子どもを養子や里子として迎え、一緒に暮らす家族が増えている。大阪市天王寺区の道下克己さん(51)宅の台所で、夕飯の支度が始まった。まずはジャーマンポテト。「お父さんはタマネギ切って、お母さんはフライパンに油を引いて」。養子の彩さん(16)が張りきって指示を出し、自らも無造作に包丁でジャガイモを切る。「ドキドキして心臓が悪いから見ないようにしています」と母の典子さん(48)。たこ焼き作りでは、生地を威勢良く器に注いであふれさせ、夫婦の悲鳴が上がった。

にぎやかで、笑いの絶えない日々。「彩が来て家族3人になったら、もめごともあるし、さもないと50倍くらい増えた」と夫婦は言う。

彩さんには軽知的障害

障害ある子と新たな絆

増える養子縁組・里子家族



たこ焼きを一緒に作り、家族だんらんのひとつを過ごす道下さん一家(大阪市天王寺区)で=伊藤絃二撮影

がある。現在は中学校の特別支援学級で学ぶ。子どもに恵まれなかった道下さん夫婦が、乳児院にいた3歳半の彩さんを里親として引き取った時、障害は

判明していたが、気にはならなかった。典子さんは障害者の就労支援の仕事をしていて、克己さん自身も手足に軽度の障害があった。

「一緒に暮らしてみると、かわいくて、たまらんようになって」。1年後、養子縁組が成立。3人は晴れて法律上も家族になった。

彩さんの子育てを通じて夫婦が身をもって知ったのは、障害児の親を孤立させまいとする仕組みが何重にもあることだ。発達のは、児童精神科医や学習障害児の親の会が相談に乗ってくれる。放課後に通えるデイサービス施設が近所にあり、自己負担は一定額に抑えられている。支援学級の担任やママ友達も心強い。

典子さんは今、実感を込めてこう語る。「色々な人とつながることで、育児の重圧の全てを親が抱え込まなくてすむし、その子の可能性を最大限引き出せる。障害児の子

育ても、何とかなる」

人口減で子どもの数が減る中、障害児ひとりひとり社会で大切に育てようという機運が高まっている。

厚生労働省によると、経済的な困窮や虐待などが理由で親と一緒に暮らせない要保護児童は約3万6000人。このうち、障害のある子どもが約1万人いる。里親家庭で生活する障害児は増加傾向にあり、2013年は9333人で15年前と比べて4・8倍になった。施設の生活に比べると、家庭での養育は子どもの成長を1対1で見守ることができ、きめ細かく発達を支援できる。障害者の自立や社会参加にもつながる。

京都市山科区では、森永智之さん(52)、和美さん(51)の里親夫婦が、ダウン症の一樹君(6)を育てて5年になる。

はかなりゆっくりに。年長になって、ようやく一人で服を着られるようになった。靴を履き、ご飯も箸で食べられた。「遅いからこそ、できた時の喜びはより大きい」と和美さんは話。

やはり実子がいなかった夫婦は、一樹君の前に男児2人を赤ちゃんの時に引き取り、養子縁組している。3人目は障害児を育てたいと言った和美さんに対し、智之さんは当初、「病弱かも」と慎重だった。しかし、「体力があるうちに、やりがいのあることに挑戦したい」と妻は譲らなかった。

今も夫婦で意見が合わないことはある。毎日てんこ無いで体力的にもきついい。ただ、一樹君の面倒をよく見ると、高校1年の長男(16)が「将来、障害のある子どもの世話をする仕事をしてみたいかな」と言うようになった。2人には何よりうれしい言葉だった。

(高倉正樹、養子・里子は仮名です)

Ⅱ 児童相談所インタビュー調査結果

1. 目的

初年度の実態調査を踏まえ、量的調査では把握が困難な実践手続きのあり方について、児童相談所組織としての考え方を明らかにする。

2. インタビュー内容

- (1) 養子縁組里親の登録のあり方
- (2) 養子縁組の対象となる子ども
- (3) 自ら養育することや養子縁組することについて、生みの親の意思決定を支援する上で、大切にされていることや配慮されていること
- (4) 新生児委託や乳児委託の方針と委託ケースについて
- (5) 生みの親への説明事項、約束事、養親への子どもの引き渡し時の配慮事項等
- (6) 養親への説明事項、約束事、養親への子どもの引き渡し時の配慮事項等
- (7) 養子縁組里親への研修のあり方
- (8) 民間養子縁組相談支援機関との連携の可能性
- (9) 養子縁組成立後のアフターケアについて
- (10) 障がい児の委託、課題、委託経験
 - ① 障がい児を里親に委託した事例、もしくは委託後に里子の障がい判明した事例はありますか？
 - ② 「ある」の場合、委託前に障がいがあった事例と委託後に判明した事例のどちらが多いか？
 - ③ 障がい児委託を進める際に、子どもの状況として重視することは？(ex. 障がいの程度 etc.)
 - ④ 障がい児委託を進める際に、里親を決定するうえで重視することは？(ex. 施設等での経験・障がいへの心理的ハードル etc.)
 - ⑤ 障がい児にとって家庭養護のメリットは何か？
 - ⑥ 障がい児の委託後、あるいは委託後に障がい判明した場合に、提供できる(提供したことのある)社会資源は？(ex. 親の会・ヘルパーの派遣・レスパイト etc.)
 - ⑦ 障がいのある里子の措置変更・措置解除の理由
- (11) 養子縁組推進に向け、近年新たに組み込んでおられること

3. 訪問先等

前年度調査を踏まえ、養子縁組里親委託数や養子縁組成立件数が相対的に多い児童相談所から地域的分散を考慮し、以下の12箇所の児童相談所を対象として選び、今年度随時訪問し里親・養子縁組に関係する職員にインタビューを行った。したがって委託数や成立件数が多い順に12箇所選択したわけではなく、インタビュー対象外の児童相談所の中には、対象児童相談所より委託数等が多いところも存在する。インタビューは2015年度内に随時行われた。

札幌市、福島県中央、宮城県中央、埼玉県越谷、千葉県中央、静岡県東部、静岡市、名古屋市、愛知県西三河、札幌市、大阪府中央、福岡市

4. インタビュー結果

(1) 養子縁組里親の登録のあり方

【札幌市】

- ・札幌市では、里親に応じて養子縁組里親のみの登録、養育里親との両方の登録など、その家庭の希望に沿って登録をしている。相対的には養子縁組里親のみを希望する夫婦は多い。里親になる動機が養子縁組里親と養育里親では異なっているので登録を分けているが、どちらにも登録されている方もいる。
- ・札幌市の場合、養子縁組のマッチングは基本的に登録順で最初に登録されている方から声をかけていく方法を取っている。例えば、順位1番の人にお話をして、その方が断ったら次の2番、その方が断ったら次3番というように委託の話をしていく。断ったからといって、最下位になるわけではない。特別養子縁組が成立してない方や委託の実績がない方をまず優先している。2人目の養子縁組を希望する方に関しては、待っている方もいっぱいいるので、委託が厳しいという旨を伝えている。
- ・登録をする前に児童相談所に里親への問い合わせがある時点で、個別に養子縁組里親と養育里親についての説明を行う。その面接の際に、里親の希望を聞き、札幌市の登録から委託までの流れをお伝えする。その際、登録順のマッチングであることや、里親の希望通りの子どもを紹介するわけではないということ、発達等の遅れなどのリスクがあることなどを説明した上で、それを了承してくださる方を次の登録研修等の案内を送る形を取っている。この個別面談は臨機応変に里親担当と里親希望者のスケジュールを調整したうえで随時行っている。

【福島県】

- ・登録時にそれぞれの里親の違いについて説明し、夫婦でよく相談してもらって、希望する区分に登録してもらっている。養子縁組里親と養育里親と重複して登録することも可能である。
- ・昨年度は養子縁組里親が多かったが、全体としては養育里親の方が多い。
- ・1人目の委託児童を養子縁組しても、そのまま継続して登録している方が多い。
- ・2人目の委託は養育里親として受ける方もいる。2人目も養子縁組里親委託の方もいる。

【宮城県】

- ・養育か養子縁組か、どちらか1つの登録である。相談があった段階でそれぞれの里親の違いなどを説明して、決めてもらっている。
- ・新規の登録は養育里親が多い。最初から養子縁組を前提とした児童が少ないため委託を受ける機会を広げるため養育里親登録する人もいる。
- ・養育里親委託でも結果的に養子縁組となることもある。
- ・養子縁組里親は1人目を養子にすると、その後の里親登録を辞退する人もいるが

2人目もほしいとそのまま里親登録を継続し、2人養子縁組する人もいる。

【千葉県】

- ・希望者により養子縁組希望里親のみ登録の場合と養育里親にも登録する場合がある。養子を希望する里親の方が多いが、養子のケースの方が少ないので、養育も勧めしており、最近では養育と養子両方で登録する里親が増えてきた。

【埼玉県越谷】

- ・埼玉県では、養子縁組希望者には養子縁組里親・養育里親に双方に登録する。
- ・委託時は養育里親委託とし、家庭裁判所に養子縁組の申立てを行う時点で養子縁組里親委託に切り替え、養子縁組成立時に措置解除とする。
- ・養育里親委託とする理由は、里親手当の問題と委託後の研修体制が養育里親の方が手厚いからである。
- ・養育里親の場合、委託直後に研修があり、委託後1年間は月1回親子で来所してもらっている。来所出来ない家庭には必ず訪問するので、委託後の1年間は少なくとも12回の来所または家庭訪問がある。ケースによってはそれ以上になることもある。その後は里親会が行う研修・サロン（2カ月に1回開催）への参加を促している。年代別（小学生・中高生など）でのサロン等いろいろな形で行っているものに参加してもらい、ベテラン里親や児童相談所スタッフが一緒に参加してフォローしている。養子縁組措置解除後も里親登録を継続するなかで、希望者にはこうしたサロン等で関わりをもち、また里親同士のつながりの中で相談しながらやっていく人もいる。

【静岡東部】

- ・希望により、養子縁組希望里親のみ登録の場合と、養育里親にも登録する場合がある。
- ・社会的養護の担い手を増やすとの観点から、子どもの事情を理解し、受け入れに柔軟に対応できる養育里親としての登録を勧める。
- ・研修は義務付けられていないが、養育里親研修の受講を勧める。その旨が「静岡県児童相談所事務処理要領」に記載されている。養育里親のみ可能な一時保護委託や週末里親などで養育経験を重ねるためにも養育里親としての登録を勧めている。

【静岡市】

- ・養子縁組希望里親はすべて養育里親として登録している。対象となる子どもは社会的養護を必要とする子どもたちなので、里親ということをよく理解してもらったうえで、養育里親として登録していただいている。ただし以前に1件だけ、養子縁組希望里親として登録した方があった。その方は、民間のあっせん機関と児童相談所と並行していたためにそのような形となり、その民間機関のあっせんを受けて転居されており、例外的な取り扱いだった。

【名古屋市】

- ・養子縁組里親と養育里親の双方に登録が可能。名古屋市における平成26年度末の登録は養子縁組里親が91世帯、養育里親が90世帯で、いずれも平成22年か

らの5年間で倍増している。養子縁組里親登録91世帯中で養育里親と兼ねている方が40世帯ある。

- ・養子縁組里親は45歳以下の夫婦としており、平成27年度から養育里親と同じ研修の受講を義務付けている（26年度までは基礎研修のみ必須）。研修は年2回実施で、愛知県と相互乗り入れで実施している。愛知県とは連絡会を開催して、研修についての検討などを行っている。

【西三河】

- ・養子縁組里親と養育里親の双方に登録する。委託の初めは養育里親としての委託となる。養子縁組を申し立てた日から養子縁組里親に切り替えている。養子縁組里親は子どもとの年齢差を40歳程度までを目安としている。

【大阪府】

- ・養子縁組を希望する里親については、養子親のみに登録している。研修については、養育里親と同様に案内し、ほとんどの方が、基礎研修並びに認定前研修を受講されている。認定前研修には施設実習も含まれているため、希望される子どもの年齢に応じて乳児院と児童養護施設に分けて行っている。

【大阪市】

- ・養親希望者には養育里親の登録を基本的に義務付ける。養育里親の認定前研修の受講は必須。また家庭養護促進協会主催による養親講座も受講することを必須としている。研修を重ねてできるだけ深く里親さんとしての自覚と、子どもを欲しい人のための制度ではなく、子どものための里親制度の中の養子縁組であるということを繰り返し伝えている。

【福岡市】

- ・養育里親登録と養子縁組里親登録の重複が認められている。
- ・養子縁組里親も同じように研修を受けてもらっている。養育里親の場合子どもの家庭復帰もありうるが、養育里親でも活動するかもしれないと思う人は養育里親も登録され、それは考えていないという人は養子縁組里親のみ登録している。

(2) 対象となる子ども

【札幌市】

- ・原則的な決まりはない。基本的に0歳から乳幼児期の子どもで、生みの親の養子縁組への了解が取れている子どもとしている。多少の発達の遅れがあっても、その子どもに合う養子縁組里親や養育里親がいれば委託するようにしている。

【福島県】

- ・未婚での出産によるケースが多い。母1人では経済的に養育していくのが大変、周りに支援してくれる人がいないというような場合が多い。
- ・養子に出すかどうかは、生みの親の希望による。最初はそう言っているけど、産んでみたらかわいくなって、自分で育てたいというケースもいる。
- ・養子に出したい親は殆どいない。
- ・乳幼児が多いので、殆どが特別養子縁組であり、普通養子は殆どいない。

養子縁組が難しい児童について。

- ・1歳前でも、明らかな発達の遅れがある場合など、初めての子育てで里親が養育するのはきつところがあるのではないか。
- ・新生児委託する場合は、障がいの有無についてまだわからないことがあるので、あらかじめ説明して了解を得ている。

【宮城県】

- ・未婚や若年での出産の場合が多い。生みの親に子どもへの拒否感があったり、育てる意志がなかったりして養子縁組対象となることが多い。
- ・未婚、若年での出産の場合は、世間体を気にして、地域柄家につれて帰れないが、幸せになってほしいので里親に委託したいということもある。
- ・養子縁組の対象となる子どもは年齢的にも小さい子どもが多いので、殆ど特別養子縁組であるが、中には15歳を過ぎてから普通養子縁組するケースもある。
- ・明らかな障がいがあるケースは、生みの親の同意があったとしても、養子縁組里親委託は難しい。障がいがあっても引き受けるという里親はなかなかいない。

【千葉県】

- ・生みの親の承諾が得られていること
- ・子どもの発達状況（障がいの有無、特に医療管理が必要かどうか）
- ・養子縁組の種類としては、特別養子縁組がほとんど
- ・出産前から相談を受けているケースでは新生児委託も検討する。この場合は、産まれてくる子どもの状況が分からないので、そのことも里親候補者に説明している

【埼玉県越谷】

- ・里親委託ガイドラインに基づき、里親委託できる子どものうち、保護者の同意・了解のとれる子どもは養子縁組を希望する里親に委託する。
- ・特別養子・普通養子の選択は里親の希望を聞く。小さい子どもの場合は特別養子が多いが、最近の傾向として、本人の意思確認のできる年齢まで待って養子縁組をしたいという希望が増えており、乳幼児期に委託した子どもでも普通養子縁組をするケースがある。

【静岡県東部】

- ・特別養子縁組を決断するに当たり、生みの親に説明し、明確な意思を確認し、了承を受けたケース
- ・養子縁組が不適切なケース
親権者の意思が明確で同意に至らないケース
- ・普通養子縁組
措置解除後、子ども本人の希望により、里親と普通養子縁組をすることはあるが、積極的には行っていない。

【静岡市】

- ・生みの親が養子縁組を希望される場合や、生まれたばかりで生みの親が亡くなった場合、その他いわゆる望まない妊娠をして出産に至ったケースで、最初から